|  |
| --- |
| №23-12　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2023（令和5）年6月5日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 「第５回こども未来戦略会議」が開催される～「こども未来戦略方針」案が示される 1
* 「第１６回規制改革会議」が開催される～規制改革推進に関する答申が公表 3
* 「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」報告書が公表される 4
* 【募集中】全国保育士会 第18回「保育スーパーバイザー」養成研修会 開催のご案内 対面開催 5

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「第５回こども未来戦略会議」が開催される**

**～「こども未来戦略方針」案が示される**

令和5年6月1日、「第5回こども未来戦略会議」が開催されました。これは、本ニュースNo.22－62でお伝えしている「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、今後必要となる政策強化の内容、予算、財源について議論すべく、全世代型社会保障構築本部のもとに、岸田 文雄 総理大臣を議長として設置されたものです。

第5回会議では、「こども未来戦略方針」案が示されました。

「こども未来戦略方針」案では、今後の「こども・子育て政策の強化」に向けた「3つの基本理念」が掲げられ、今後3年間の集中的な取組として行われる「加速化プラン」において実施される具体的な施策および財源の考え方が示されました。

特に保育に関連する内容として、下記が示されています。

（全保協事務局抜粋）

|  |
| --- |
| Ⅱ．こども・子育て政策の強化：3つの基本理念２．3つの基本理念（３）全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する〇　これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども政策を強化してきたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容も変化している。〇　具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、こども・子育て支援の内容についても、* 親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること
* 幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上への政策の重点を移すこと
* これまで比較的支援が手薄だった、妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みに応えられる伴走型支援を強化すること
* 貧困の状況にある家庭、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもを育てる家庭、ひとり親家庭などに対してよりきめ細かい対応を行うこと

などが必要となっている。Ⅲ．「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～Ⅲ-１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（２）幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～〇　待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。〇　このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。〇　具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。（３）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～〇　0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。 |

上記のとおり、「こども・子育て政策の強化について（試案）」でも示されていた職員配置基準の改善や更なる処遇改善が明記されるとともに、「こども誰でも通園制度（仮称）」について、「現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付」とされ、「本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する」とされました。

「加速化プラン」の財源については、「2028年度までに徹底した歳出改革等を行い」、「実質的に追加負担を生じさせないことを目指」し、「『加速化プラン』の実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する」とされました。「その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債を発行する」とされています。

この間言われてきた、「こども・子育て予算倍増」については、「『加速化プラン』の効果の検証を行いながら」、「2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す」とされ、「その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する」とされています。

こども未来戦略会議 資料の詳細は以下をご参照ください。

* 内閣官房トップページ > 各種本部・会議等の活動情報 > こども未来戦略会議

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/index.html>

**◆　「第１６回規制改革会議」が開催される～規制改革推進に関する答申が公表**

令和5年6月1日、「第16回規制改革会議」が開催され、「規制改革推進に関する答申（案）」が議論されたのち、「規制改革推進に関する答申」が公表されました。

「規制改革推進会議」は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について相同的に調査審議する場であり、今回の答申は、前回の取りまとめ以降、約8か月をかけて取り組んできた項目について取りまとめられたものです。

保育に関連する項目として、以下の3点が示されています。

|  |
| --- |
| * 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し
* 医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し
* 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減
 |

それぞれの詳細については、下記ホームページに掲載されている資料の該当ページをご確認ください。

* 内閣府トップページ > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

* 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し・・・56ページ
* 医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し

・・・84ページ

* 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減・・・105ページ

**◆　「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」報告書が公表される**

この度、「児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業／受託：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）報告書が公表されました。

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年）や、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年）の作成から約10年が経過するなか、児童福祉施設をめぐる状況の変化とともに、食事の提供形態等も多様化しています。本調査研究は、これらの背景を踏まえて、現在の実態把握を行うとともに、実態を踏まえたガイドライン（改定版）の素案を作成することを目的に行われたものです。

なお、本調査研究における検討委員会には、全国保育協議会 笠置英恵常任協議員（全国保育士会 副会長）が委員として参画し、保育現場における食育の取り組み等をもとに意見を述べています。

本調査研究報告書とともに公表された「児童福祉施設等における食事の提供ガイド素案」（以下、素案）では、現状のガイド（平成22年）をベースに内容を整理するとともに、児童福祉施設のこどもの発育・発達を視野に入れた多様な取組みの事例等を追加し、日々の食事の提供における留意点や具体的な実践例が示されています。

今後国において、本素案を踏まえた改定作業が進められる予定です。

本調査研究報告書の詳細については、以下をご参照ください。

■みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社ホーム » 事例・実績 » 調査・研究事例の紹介 »

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業　事業報告書の公表

<https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r04kosodate2022.html>

**◆　【募集中】全国保育士会 第18回「保育スーパーバイザー」養成研修会 開催のご案内　対面開催**

全国保育士会では、令和5年8月31日（木）～9月1日（金）に、『第18回「保育スーパーバイザー」養成研修会』を全国社会福祉協議会 会議室にて、対面形式で開催します。

本研修会は、全保協実施の教育・保育施設長専門講座、全国保育士会実施の主任保育士・主幹保育教諭特別講座のリカレント研修として位置付けています。

保育を取り巻く環境が大きく変化するなか、保育所・認定こども園等はこれまでの実践を振り返り、自らの実践を発展させたり、専門職としての役割を再認識する等、社会の変　化に対応した機能を発揮することが求められます。

また、主任保育士・主幹保育教諭等のリーダー的職員には、職員一人ひとりが、組織の一員として業務を着実に遂行しながら、専門職としても成長していくための支援をするとともに、やりがいと誇りを持って働きつづけられる職場環境づくりを行うことが求められています。そうした役割を担う「保育スーパーバイザー」を養成し、組織および保育の質の向上に寄与することを目的に本研修会を開催します。

1日目【講義と演習Ⅰ】では、「保育所・認定こども園等における人材育成について（仮題）」をテーマに、東京家政大学 教授 小櫃 智子 氏にご講義いただきます。実習時から人材育成をするという視点に立ち、実習中の保育者のかかわり、また、人材育成の取り組みや保育者に対するスーパービジョン、個々の保育者の専門性やチームの質の向上について学びます。

2日目【講義と演習Ⅱ】は、「地域を基盤とした包括的な支援体制への対応について（仮題）」をテーマに、金沢星稜大学 教授 開 仁志 氏にご講義いただきます。令和6年度の改正児童福祉法の施行等の動きを踏まえて、「地域支援」をキーワードに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充について学びます。また、グループワークを通して、各地域の取り組み等を共有し、実践のヒントを得ることをめざします。

　詳細およびお申込みは、下記ホームページをご確認ください。

【申込締切】　令和5年7月28日（金）

■申し込み専用ページ

　<https://www.mwt-mice.com/events/supervisor2023>

■専用ページへは、本会ホームページの、研修会≫保育スーパーバイザー養成研修会 からもアクセスしていただけます。

【プログラム】

1日目（令和5年8月31日（木）11：00～17：30）　※10：30～受付

| 時間 | 内容 |
| --- | --- |
| 11：00～11：10 | 開講式 |
| 11：10～12：10 | 【行政説明】**「保育をめぐる国の動向」（仮題）**講師：こども家庭庁　成育局　保育政策課 |
| 12：10～13：00 | *昼食・休憩* |
| 13：00～13：45 | 【基調報告】**「専門職組織として全国保育士会が描く展望と主任保育士・主幹保育教諭への期待」**全国保育士会　会長　　村松　幹子 |
| 13：45～14：00 | *休憩* |
| 14：00～17：30※休憩時間含む。 | 【講義と演習Ⅰ】**「保育所・認定こども園等における人材育成について（仮題）」*** 保育の人材を育成するうえで、保育士養成校と保育現場の連続性を意識した取り組みが必要です。実習時から人材育成するという視点に立ち、実習中の保育者のかかわり（とくに主任保育士・主幹保育教諭のかかわり）が実習生にどのような学びや気づき、影響を与えているか等について学びます。
* また、人材育成の取り組みの意義や主任保育士・主幹保育教諭に求められる役割、保育者に対するスーパービジョン等を学び、個々の保育者の専門性やチームの質の向上につなげることをめざします。

講　師：小櫃　智子　氏（東京家政大学　教授） |

２日目（令和5年9月1日（金）9：30～15：30）

| 時間 | 内容 |
| --- | --- |
| 9：30～15：30※昼食休憩含む。 | 【講義と演習Ⅱ】**「地域を基盤とした包括的な支援体制への対応について（仮題）」*** 改正児童福祉法では、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」の整備（努力義務）が規定され、令和6年度に施行されます。本講義では、「地域支援」をキーワードに、改正児童福祉法等の制度動向を概観し、“子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充”について学びます。
* 包括的支援の体制整備に至るまでの国の動き等を踏まえて、保育現場、とくに主任保育士・主幹保育教諭に求められる「地域子育て相談機関」について、グループワークを交え、各地域の取り組み等を共有し、実践のヒントを得ることをめざします。

講　師：開　仁志　氏（金沢星稜大学　教授） |